

那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市地域福祉基金事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市において継続して1年以上にわたって社会福祉に係る活動実績のある団体
- (2) 本市において継続して6カ月以上にわたって介護予防に資する活動実績のある介護予防サークル

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助の対象としない。

- (1) 政治団体、宗教団体、営利を目的とする団体その他交付をすることが不適当と認められる団体
- (2) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、及び同条第2号に規定する暴力団員に該当する者が属する団体、またはそれらの暴力団又は暴力団員と密接な関係のある団体

(補助の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とし、補助金の交付は同一補助事業に対し1回を交付限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、3回を限度とすることができる。

- (1) 在宅福祉等の普及及び向上に関する事業
- (2) 健康・生きがいのづくりの推進に関する事業
- (3) ボランティア活動の活発化に関する事業
- (4) その他、高齢者、障がい者、児童等の保健福祉事業等の向上に関する事業

2 前項の規定にかかわらず、他の公的補助を受けるものは補助事業としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第1及び第2に掲げるものとする。ただし、第7条の審査において認められた経費については、この限りではない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額で、1 補助事業当たり 50 万円を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 介護予防サークルが行う 1 補助事業当たりの補助金の額は、前項の規定にかかわらず 10 万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、市長の定める日までに那覇市地域福祉基金補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 前条の申請があったときは、那覇市地域福祉基金運営委員会においてこれを審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付する補助金額を決定する。ただし、介護予防サークルの申請については、チャーがんじゅう課においてこれを審査し、交付する補助金額を決定する。

2 市長は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項について修正または交付の条件を加えて交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の交付決定の後、速やかにその決定内容を補助金の交付の申請をした団体に那覇市地域福祉基金補助事業交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付をしないと決定したときは、速やかにその旨を補助金の交付の申請をした者に那覇市地域福祉基金補助事業不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後生じた事情の変更により交付決定内容を変更して補助事業を実施するときは、那覇市地域福祉基金補助事業変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の合計の 10 分の 3 を超えない範囲の経費配分の変更については、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請が適正であると認めた場合は、那覇市地域福祉基金補助事業変更承認通知書（第5号様式）により通知する。

(中止又は廃止の承認申請)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、那覇市地域福祉基金補助事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったとき、那覇市地域福祉基金補助事業中止（廃止）承認通知書（第7号様式）により通知しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業を完了し、又は廃止したときは、その日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった会計年度の2月末日のいずれか早い期日までに、那覇市地域福祉基金補助事業実績報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容及びこれに付した条件）に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、那覇市地域福祉基金事業補助金確定通知書（第9号様式）により通知する。

3 補助事業者は、前項の確定した金額を超える補助金の交付を受けた場合は、その超える部分の金額を市長に返還しなければならない。

（決定の取り消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに掲げる行為をしたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、市長の返還命令に従い、その定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2）補助金を他の用途へ使用したとき。

（3）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは規定又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

（決定の取消しの効果）

第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定が取り消された場合は、取り消された部分に係る補助金の給付の請求又は損害賠償の請求をすることができない。

2 前項の取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、市長の返還命令に従い、

その定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(補助金の概算払い)

第 14 条 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、那覇市地域福祉基金事業補助金概算払申請書（第 10 号様式）を市長に提出しなければならない。

(帳簿等の整備及び保存)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施状況及び補助事業に係る経費の収支に係る状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しその他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年 8 月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年 4 月 8 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年 4 月 6 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 6 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）補助対象経費一覧

補助対象経費	細節	内容
1 賃金		事業実施のために雇ったスタッフ・アルバイト・アドバイザー等の賃金（団体構成員に対するものは除く）。 ※時給2,000円以内、1人あたり1日8時間、1日あたり16,000円を上限とする。
2 報償費		講師に対する謝礼金。支払い上限額については、別表第2を適用する。 ボランティアスタッフに対する謝礼金（団体構成員に対するものは除く） ※1時間あたり1,000円以内、1人あたり1日8時間、1日あたり8,000円を上限とする。
3 旅費・交通費		講師などの招聘に係る旅費、視察研修等の旅費。 ※合理的経路を用いて要する公共交通機関等交通費の実費相当額（バス賃、船賃、航空賃、宿泊料等）
4 需用費	消耗品費	対象事業にて利用する1品の取得価格（税込）が1万円未満の事務用品及び消耗品に係る経費
	印刷製本費	チラシ・ポスター類、会議用資料・報告書等の印刷に係る経費
	食糧費	講演会・研修会・活動等当日の講師、スタッフの飲料代・弁当代等に係る必要最小限の経費（1人あたり飲料代200円、食事代600円以内） 食料や食材料費の購入に係る費用
	光熱水費及び燃料費	イベントで利用した際に生じる電気使用料（発電機等）、水道使用量、ガス使用料等に係る経費
5 役務費	通信運搬費	切手・はがき代、宅配便等にかかる経費
	広告料	テレビ、ラジオ、新聞等周知を主たる目的とした必要最小限の経費。
	手数料	振込手数料、クリーニング代等に係る経費
	保険料	損害保険・イベント保険等に係る経費

	筆耕翻訳料	賞状などの氏名等の筆耕等の経費
6 委託料		専門知識・技術等を要する業務を外部に委託する経費 (ホームページ構築、マップ制作、撮影・編集等記録業務、調査作業、イベント等の会場設営作業等)
7 使用料及び 賃借料		講演会・研修・イベント会場、車両、駐車場、著作権、 機材等、装飾品等の使用及び賃借に係る経費。 ※団体や団体構成員が自ら所有する機器などに対する 貸借料は対象外。 ※ 家賃は対象外。
8 備品購入費		長期間繰り返し使用可能なもののうち、消耗品費に属さ ない物品の購入に要する費用。
9 その他経費		上記以外に地域福祉基金補助事業の趣旨に沿うもので 市長が特に必要と認めるもの。
【備考】 次に掲げるものに該当する場合は対象経費から除く。 (1) 交際費（贈呈経費、懇親会費等）に該当する経費 (2) 領収書等により活動団体が支払ったことが明確に確認できない経費 (3) 交付決定日以前に支払った経費・事業の実施期間外に支払った経費 (4) 事業実施に直接かわらない経費や社会通念上適切でない経費		

別表第 2（第 4 条関係）助成対象経費支払上限額

区分			金額（時給）
外部講師	県外	職業的講師、大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士	10,000 円
		大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む）、企業・団体の役員	8,000 円
		その他の大学職員	7,000 円
		国の補佐・専門官、その他	5,000 円
	県内	職業的講師	10,000 円
		大学教授、自治体の特別職、医師、弁護士	5,000 円
		大学准教授、国・自治体の管理職（校長・教頭を含む。）、企業・団体の役員	4,000 円
		その他の大学の職員	3,500 円
		その他	3,000 円
	内 部 講 師（勤務時間外のみ算定可）		3,000 円

【備考】・上記により難しい場合及び「職業的講師」の場合は、事前に那覇市と調整することとし、執行にあたっては、那覇市の承認を得ること。

・団体構成員による講師は必要最小限の人数・時間で実施するものとし、謝礼金は時給 3,000 円を上限とする。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

那 覇 市 長 様

団体所在地

団体名称

代表者氏名

印

担当者氏名

（代表者印）

電話番号

那覇市地域福祉基金事業補助金交付申請書

みだしのことについて、下記のとおり補助事業を実施したいので、那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱第6条に基づき添付書類を添えて補助金の交付について申請します。

記

1 事業名

2 交付申請額 金 円

- 3 添付書類
- (1) 那覇市地域福祉基金補助事業計画書（別紙1）
 - (2) 那覇市地域福祉基金補助事業収支予算書（別紙2）
 - (3) 団体の当該年度事業計画書
 - (4) 団体の当該年度収支予算（見込）書
 - (5) 団体の前年度収支予算決算書
 - (6) 団体の定款又は会則
 - (7) 誓約書（別紙3）

別紙1（第1号様式添付書類）

那覇市地域福祉基金補助事業計画書

団 体 の 概 要	団 体 名							
	所在地・連絡先	〒						
		電話番号			メールアドレス			
	代表者氏名	(役職) (氏名)						
	設立年月	年	月	日	会員数	人	職員数	人
	活動内容							
	直近3年間に 受けた補助金							
補 助 金 交 付 を 申 請 す る 事 業	事業名							
	事業の種類	那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱第3条第1項第()号						
	事業期間	年	月	日	～	年	月	日
	事業の目的							
	事業の内容							

補助金を交付を申請する事業	事業の実施体制	
	期待される市民への効果	
	他の助成の有無	・ 公的助成 （ 有 ・ 無 ） ・ 民間助成 （ 有 ・ 無 ）
	経費及び内訳	別紙２「那覇市地域福祉基金補助事業収支予算書」のとおり

注１ 事業毎に計画書を作成してください。

注２ 当該事業の説明を補足する資料があれば添付してください。

那覇市地域福祉基金補助事業収支予算書

事業名	
-----	--

補助金 所要額 算出表	補助事業に要する 経費の合計額「A」	補助対象経費の合計額「B」	事業実施に伴う 会費等の収入額「C」
	円	円	円
	団体自己負担金「D」	差引額「E」(=「B」－「C」 －「D」)	補助申請額 F (50万円もしくは「E」の低い方)
	円	円	円

収 入	項 目	予算額 (円)	内 訳
	会費等の収入 「C」		
	団体自己負担金		
	地域福祉基金事業補助金「F」		
	収 入 計		

支 出	項 目	予算額	内 訳
	補助対象経費		
	補助対象経費合計＝「B」		
	補助対象経費以外の経費合計「G」		
	支 出 計＝「A」		(補助対象経費合計)＋(補助対象経費以外の経費合計)

注1 支出の項目欄には那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱別表1の項目（講師謝礼金、消耗品費等）毎に記入し、内訳の欄には項目毎の予算額の積算根拠、数量等を詳しく記入してください。

注2 上記に入らない場合は、別紙に記入して下さい。

年 月 日

那 覇 市 長 様

団体所在地

団体名称

代表者氏名

印

(代表者印)

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私達は、那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱に基づく補助金交付申請手続きにあたり、当団体が下記の（１）及び（２）のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- （１）政治団体、宗教団体、営利を目的とする団体その他交付をすることが不適当と認められる団体
- （２）那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、及び同条第2号に規定する暴力団員に該当する者が属する団体、またはそれらの暴力団又は暴力団員と密接な関係のある団体

第2号様式（第8条関係）

那覇市指令 第 号
年 月 日

様

那覇市長

那覇市地域福祉基金事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました那覇市地域福祉基金事業補助金の交付申請について、下記のとおり決定しましたので、那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

1 決定内容

(1) 補助事業名

(2) 補助金交付額 金 円

2 交付条件

- (1) この補助金は、補助事業以外の用途に使用してはならない。
- (2) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱第9条に定める軽微な変更を除く）をする場合においては、事前に市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日又は2月末日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出すること。
- (6) 那覇市補助金等交付規則及び那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱に違反した場合は、補助金の一部又は全部を返還すること。
- (7) 当基金の普及広報として、施設、設備またはイベント等ソフト事業のポスター、チラシ、看板等に「この事業は、那覇市地域福祉基金を活用しています。」旨の表示を行うこと。

第3号様式（第8条関係）

那覇市指令 第 号
年 月 日

様

那覇市長

那覇市地域福祉基金事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました那覇市地域福祉基金事業補助金の交付申請について、審査の結果、補助金を交付しないことに決定しましたので、那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 申請内容

補助事業名

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

那 覇 市 長 様

団体所在地

団体名称

代表者氏名

印

（代表者印）

那覇市地域福祉基金補助事業変更承認申請書

年 月 日付け那覇市指令 第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業を下記のとおり変更したいので、那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱第9条第1項に基づき添付書類を添えて承認してくださるよう申請します。

記

1 事 業 名

2 補助金変更申請額 金 円

（補助金交付決定額 金 円）

（変更増減額 金 円）

3 変更を必要とする理由

4 添 付 書 類 那覇市地域福祉基金補助事業変更後収支予算書（別紙1）

別紙 1 (第4号様式添付書類)

那覇市地域福祉基金補助事業 変更後収支予算書

事業名	
-----	--

		補助事業に要する 経費の合計額「A」	補助対象経費の合計額 「B」	事業実施に伴う 会費等の収入額「C」
補助金 所要額 算出表	変更前	円	円	円
	変更後	円	円	円
	増減額	円	円	円
		団体自己負担金「D」	差引額「E」 (=「B」－「C」－ 「D」)	補助申請額 F (50万円以下)
	変更前	円	円	円
	変更後	円	円	円
	増減額	円	円	円

	項 目	変更前予算 (円)	変更後予算 (円)	変 更 内 訳
収 入	会費等の収入「C」			
	団体自己負担金			
	補助金申請額「F」			
	収 入 計			(増減 円)

	項 目	変更前予算 (円)	変更後予算 (円)	変 更 内 訳
支 出	補助対象経費			
	補助対象経費合計＝ 「B」			(増減 円)
	補助対象経費以外の経費合計 「G」			(増減 円)
	支 出 計＝「A」			(増減 円)

注1 事業毎に作成してください。上記に入らない場合は、別紙に記入してもかまいません。

注2 各項目及び予算欄は変更の有無にかかわらずすべて記入し、変更内訳の欄は変更のある項目についてのみ記入してください。

第5号様式（第9条関係）

那 第 号
年 月 日

様

那覇市長

那覇市地域福祉基金補助事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました補助事業変更承認申請について、下記のとおりに承認しましたので、那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 事業名

2 補助金変更決定額 金 円

(補助金交付決定額 金 円)

(変更増減額 金 円)

3 承認理由

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

那 覇 市 長 様

団体所在地

団体名称

代表者氏名

印

（代表者印）

那覇市地域福祉基金補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け那覇市指令 第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱第10条第1項に基づき添付書類を添えて承認して下さるよう申請します。

記

1 事 業 名

2 補助金交付決定額 金 円

3 中止（廃止）理由

4 中止期間（廃止）年月日

年 月 日から 年 月 日まで中止

（ 年 月 日廃止）

第7号様式（第10条関係）

那 第 号
年 月 日

様

那覇市長

那覇市地域福祉基金補助事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました補助事業中止（廃止）承認申請について、下記のとおり決定しましたので那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 事業名

2 中止期間（廃止）年月日

年 月 日から 年 月 日まで中止
（ 年 月 日廃止）

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

那 覇 市 長 様

団体所在地

団体名称

代表者氏名

印

(代表者印)

那覇市地域福祉基金補助事業実績報告書

みだしのことについて、 年 月 日付け那覇市指令 第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業の実績を、那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱第11条第1項に基づき関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 補助金精算額 金 円

- 3 添付書類 (1) 那覇市地域福祉基金補助事業実績書（別紙1）
(2) 那覇市地域福祉基金補助事業収支決算（精算）書（別紙2）
(3) 補助事業の成果を示す参考資料
(4) 事業に要した経費に係る領収証、レシート等（原本）

※購入品目の詳細がわかるもの。

別紙 1 (第 8 号様式添付書類)

那覇市地域福祉基金補助事業 実績書

事業名	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業内容	
事業成果	
経 費	補助事業に要した経費の合計額 金 円 うち補助対象経費 金 円
経費の内訳	別紙 2 那覇市地域福祉基金補助事業収支決算 (精算) 書のとおり

別紙 2 (第 8 号様式添付書類)

那覇市地域福祉基金補助事業 収支決算 (精算) 書

事業名			
-----	--	--	--

補助金 精算額 算出表	補助事業に要する 経費の合計額「A」	補助対象経費の合計額「B」	事業実施に伴う 会費等の収入額「C」
	円	円	円
	団体自己負担金「D」	差引額「E」 (=「B」－「C」－「D」)	補助金交付決定額「F」 (交付決定通知書記載額)
	円	円	円
	補助金概算払済額「I」 (既に概算払いを受けた額)	補助金確定額「J」 (EとFを比較して少ない方の額)	補助金差引過不足額「K」 (=「I」－「J」)
	円	円	円

収 入	項 目	当初予算額 (円)	決算額 (円)	内 訳
	会費等の収入「C」			
	団体自己負担金			
	補助金申請額「F」			
	収 入 計			

支 出	項 目	予算額 (円)	決算額 (円)	内 訳
	補助対象経費			
	補助対象経費合計 「B」			(差引 円)
	補助対象経費以外の経費合計 「G」			(差引 円)
	支 出 計「A」			(差引 円)

注1 事業毎に作成してください。上記に入らない場合は、別紙に記入してください。

注2 事業の変更承認があった場合、補助金交付決定額「F」の欄には変更承認通知書記載の額を記入します。

注3 差引過不足額(上記「K」)が生じた場合は、返納(「K」の額がプラスの場合)又は不足額の請求(「K」の額がマイナス(△)の場合)の手続きが必要ですので、別途通知します。

第9号様式（第11条関係）

那 第 号
年 月 日

様

那覇市長

那覇市地域福祉基金事業補助金確定通知書

年 月 日付け那覇市指令 第 号で交付決定した那覇市地域福祉基金事業補助金について、実績報告書等を審査した結果、次のとおり確定しましたので那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1. 補助事業名 :
2. 補助金交付決定額 : 円
3. 補助金概算払済額 : 円
4. 補助金確定額 : 円

年 月 日

那 覇 市 長 様

団体所在地

団体名称

代表者氏名

印

(代表者印)

那覇市地域福祉基金事業補助金概算払申請書

年 月 日付け那覇市指令 第 号で補助金交付決定の通知があつた補助事業に係る補助金について、下記金額の概算払いを申請します。

記

1 今回申請額 金 円

2 概算払内訳

区 分	総 額
交付決定額 A (交付決定通知書記載の額)	円
受領済額 B (分割で概算交付を受けた額)	円
今回申請額 C	円
差引残額 D = A - B - C	円

- 3 添付書類 ☐ 請求書
☐ 債権者登録申請書（口座の新規登録又は登録内容変更の場合のみ）
☐ 商品等購入の際の見積書